



環境リスクPress

2018年2月発行／VOL.17

アスベスト関連ニュース

2017年12月

平成28年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表

平成29年12月20日。厚生労働省では、平成28年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者が所属していた事業場について、名称・所在地・作業状況などの情報を取りまとめを公表。895事業場（うち新規公表648事業場）

①建設業以外の事業場 381事業場（うち新規公表197事業場）

②建設業の事業場 514事業場（うち新規公表451事業場）

*平成17年7月の第1回公表以来、今回の平成28年度分で、延べ12,324事業場を公表となりました

土壌汚染関連ニュース

2018年2月

千葉県、埋め立て工事の指導違反に罰則

千葉県は工事現場で発生した汚泥の「再生土」を利用する埋め立て工事で、安全管理に関する県の指導に違反した業者に罰則を設ける条例の骨子案をまとめ、2018年度中の条例化を目指す。現在の行政指導指針に罰則がなく、県の指導に背く業者が続出している状況を改善する。安全基準に従わなかった割合は7割（17年9月時点）にのぼる。骨子案は再生土を用いる埋め立て工事に関し、安全基準の順守や計画書の提出、近隣住民への情報提供を業者に義務付けている。県の改善命令に違反、立入検査を拒否等の場合は「罰則規定を設ける」と明記している。

レベル3石綿含有廃棄物のフレコン表示

6月9日に厚生労働省よりの通達（基安化発0609第1号）「建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について」において、石綿等を包装するフレコンバッグに関して「石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない」との基準が示されております。

元々、レベル3石綿含有廃棄物はレベル1・2のように明確な処理基準がありませんでした。そのため、最終処分場の受入基準により、現場の対応もさまざまで、包装の形態も統一されていませんでした。3月に更新された石綿飛散漏洩防止徹底マニュアルと相まって今まで曖昧だったレベル3石綿含有廃棄物の包装等に対する明確な基準が示されるようになっております

- 1 建築物等から除去した石綿等については、石綿則第32条第1項及び第2項に基づき、その後の運搬、貯蔵等の際に、石綿粉じんが発散するおそれがないよう、確実な包装等を行い、個々の包装等の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならないこと。
- 2 石綿則第32条第1項の「確実な包装」については、フレコンバッグやビニル袋等に石綿建材を単に入れるだけでなく、石綿等が包装からあふれ出たり、又は包装が破れて石綿等がこぼれ落ちることのないようにするとともに、袋を閉じるなど粉じんの発散を防止する形での包装が必要であること。
- 3 押出し成形セメント板のように包装が困難なものについては、ビニルシートによる覆い、破断面の湿潤化等により、石綿粉じんの発散がないようにする必要があること。なお、かえって労働者のばく露が大きくなるように、フレコンバッグで包装するためにいたずらに細かく破砕することは避けること。
- 4 例えばシステム天井の天井板をそのまま外したこと等により石綿粉じんの発散のおそれがないものについては、平成17年3月18日付け基発第0318003号の「塊状であって、そのままの状態では発じんのおそれがないもの」に該当し、第1項及び第2項は適用されないが、同条第3項及び第4項（保管場所の定め等の適用はあること。なお、原形のまま取り外した成形板で発じんのおそれのないものについては、石綿則第32条第1項及び第2項に基づく包装は必要ないが、破断せずに運搬できるよう、成形板に適した大きさのフレコンバッグによる包装を行うこと。